

水道の届出はお早めに

水道の使用を開始するときや中止するときなどは、水道課への届出が必要です。届出は、3～4日前までにお願いいたします。お急ぎの場合は、電話でご連絡ください。（届出は、後日提出してください。）

◎ 水道の使用を開始する・・・提出書類：「水道使用届（再開）」

- ・引越しをしてきたとき ・家を新築したとき ・一時中止していた水道を再開するとき
- ※届出がない場合には、水道がすぐに使うことができないことがあります。

◎ 水道の使用を中止する・・・提出書類：「水道使用中止届」

- ・引越しをされるとき ・建て替えなどで家を取り壊すとき ・長期の留守などで水道を一時止めたいとき
- ※届出がない場合には、水道を使用していなくても基本料金が発生しますのでご注意ください。

◎ 水道の利用者が変わる・・・提出書類：「水道利用者変更、水道利用者住所変更届」

- ・利用者の氏名や名称が変わるとき

◎ 給水装置の所有者が変わる・・・提出書類：「給水装置所有者変更届」

- ・住宅の売買や相続などで所有者が変わるとき
- ※売買契約書の写しまたは登記簿謄本の写しを添付してください。

各種届出用紙が必要なときは水道課へご連絡ください。また、水道課のホームページからダウンロードできます。

なお、「水道使用届（再開）」と「水道使用中止届」については、電子申請ができます。パソコンや携帯電話から水道課ホームページまたは東松山市ホームページにアクセスしてご利用ください。

給水装置の工事の依頼は東松山市の指定給水装置工事事業者へ

給水装置の工事は、必ず、東松山市の指定を受けた給水装置工事事業者に依頼してください。

給水装置の工事については、給水装置の構造及び材質が政令に定められた基準に適合したものでなければなりません。この基準に適合した給水装置の工事ができると認められ、東松山市の指定を受けた給水装置工事事業者が、お客さまの依頼を受けて給水装置の工事を行うことができます。

東松山市の指定を受けていない給水装置工事事業者が給水装置工事を施工した場合には、給水や漏水時の料金軽減等が受けられませんのでご注意ください。

なお、東松山市の指定給水装置工事事業者については、水道課のホームページでも確認できますのでご覧ください。また、不審と思われる業者等が訪問された場合などは、水道課までご連絡ください。

漏水のチェック方法を知っていますか？

検針水量が、いつもより多いと感じたら、漏水チェックをしてみてください。大切な水の節約のためにも、定期的にお調べになることをお勧めします。

※漏水チェックの手順

- ① ご家庭の蛇口を全部閉めてください。
- ② 水道メーターのパイロットの動きを見ます。



パイロットが止まっている。→ 漏水ではありません。

パイロットが回っている。→ 水道メーターから蛇口までの間のどこかで漏水しています。



☆早急に、東松山市の指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

なお、漏水箇所が地中や床下等の場合は申請により料金の一部を軽減できる場合がありますので、宅地内漏水が発生した場合は、水道課へご確認ください。

～水道課ホームページの中の「水のトラブル」の項目に参考事項が掲載されていますので、ご覧ください。～

